

男女共同参画会議 第5回重点方針専門調査会	資料9
平成28年9月28日	

「女性活躍加速のための重点方針 2016」

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

a) 個人所得課税における諸控除の在り方の 見直し

(財務省説明資料)

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 135
大項目	Ⅲ 女性活躍のための基盤整備	
中項目	2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備	
小項目	(1) 税制・社会保障制度等の見直し	
細項目	① 女性の就業調整等につながる可能性のある税制や社会保障制度等について、働きたい人が働きやすい中立的なものとなるよう検討を進め、下記のとおり取組を進める。 ・税制については、平成27年11月に政府税制調査会において取りまとめられた「論点整理」等を踏まえ、個人所得課税における諸控除の在り方の見直しについて、幅広く丁寧な国民的議論を進めていく。 ・社会保障制度については、年金機能強化法による平成28年10月からの大企業における被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用拡大に加え、平成28年10月の施行に合わせ、中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を講ずるとともに、平成28年10月の適用拡大の施行の状況、就労実態や企業への影響等を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていく。その際、就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げや、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じて、人材確保を図る事業主を支援するキャリアアップ助成金が十分に活用されるよう周知徹底を図る。 ・国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、人事院に対し検討を要請しており、その検討結果を踏まえ、速やかに対処する。 ・民間企業における配偶者手当についても、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。	
該当施策名(事業名)	女性が働きやすい制度等への見直し	
当該施策の背景・目的	『日本再興戦略』改訂2014では、「働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し」として、税制、社会保障制度、配偶者手当等について総合的に検討することとされた。これを踏まえ、26年10月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、内閣総理大臣から、関係大臣に対して総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示するとともに、人事院にも国家公務員の配偶者手当について検討するよう要請した。女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。	
当該施策の政策手段の分類	☐	法令・制度改正
		税制改正要望
	☐	予算
		28年度当初予算: 41,045,208 千円 の内数 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 63,067,920 千円 の内数
		機構定員要求
	☐	その他(具体的に)
		有識者会議にて議論

該当施策概要	税制については、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」（平成26年11月7日政府税制調査会取りまとめ）や「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（昨年11月13日政府税制調査会取りまとめ）を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進める。 社会保障制度については、本年10月からの大企業での短時間労働者への適用拡大の施行を円滑に進めるとともに、中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を盛り込んだ法案を第190回国会に提出し、継続審査となっている。また、年金機能強化法附則第2条に基づき、更なる適用拡大について、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとしている。また、短時間労働者について週所定労働時間を延長したことにより被用者保険が適用された場合に、当該措置を講じた事業主に対して支給する助成金を拡充し、当該助成金が十分に活用されるよう周知を図る。 国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、平成28年8月の人事院勧告において、平成29年4月1日から段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するなど、扶養手当の見直しを行う、と勧告されたことを踏まえ、速やかに対処する。民間企業における配偶者手当についても、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。
担当府省庁	内閣府、内閣人事局、人事院、総務省、財務省、厚労省 政策統括官（経済社会システム担当）、給与第一係、給与局、自治税務局、主税局、年金局、労働基準局、職業安定局

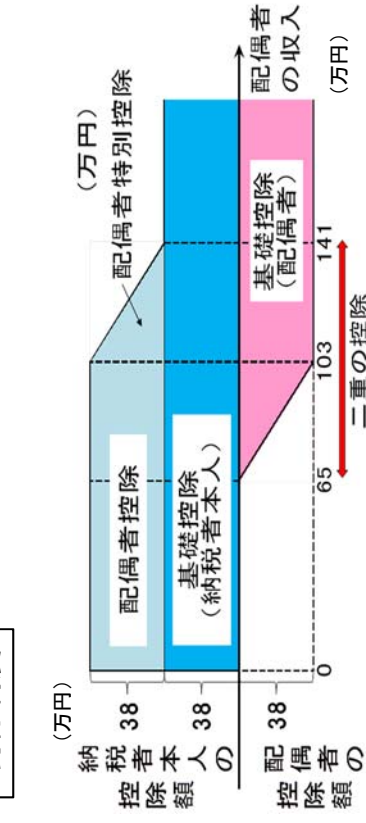
「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」の概要

平成26年11月
政府税制調査会

現状認識

昭和36年（1961年）に配偶者控除が創設されて以来、半世紀が経過。人口減少という大きな構造変化を踏まえれば、今後は「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性が高まる。

現行制度

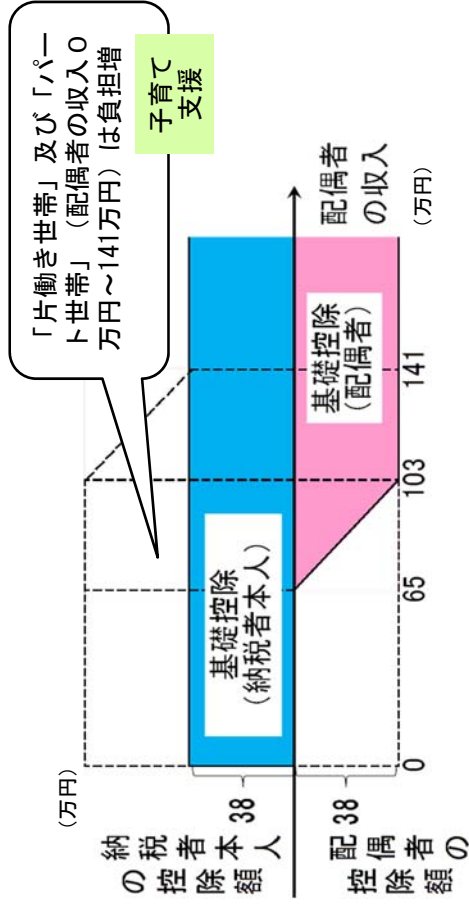


（現行制度に対する指摘）

- ✓ 共働きが増加している中で、片働きを一方的に優遇するなど、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘
- ✓ 配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘（いわゆる103万円の壁）
- ✓ 「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている（いわゆる「二重の控除」が行われている）との指摘

選択肢 A－1 … 配偶者控除の廃止＋子育て支援の拡充

〔 配偶者の働き方（収入）により納税者本人の控除額が影響を受けない中立的な仕組みとするため、配偶者控除を廃止する。〕



（論点）

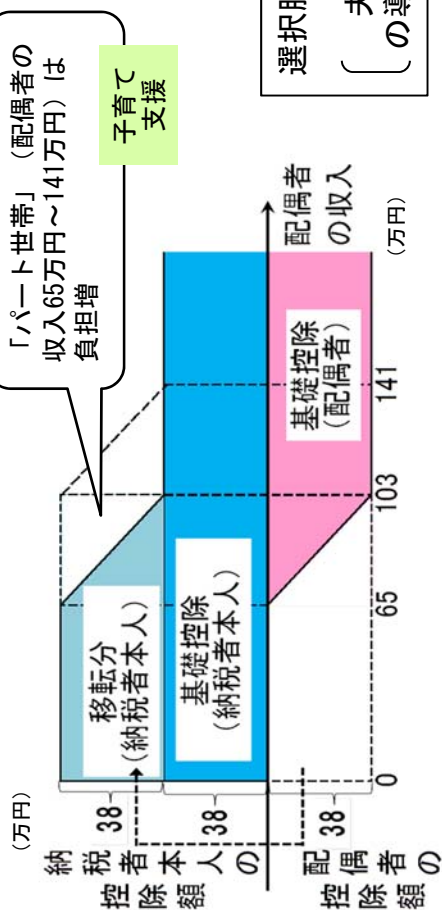
- ✓ 家族の助け合いや家庭における子育てに対する評価
- ✓ 「片働き世帯」及び「パート世帯」（特に「子どものいない低所得の世帯」）の負担増

選択肢 A－2 … 配偶者控除の適用に所得制限＋子育て支援を拡充

〔 中低所得の世帯に負担増とならないよう配偶者控除の廃止は高所得の世帯に限定 〕

選択肢B－1…移転的基礎控除の導入＋子育て支援の拡充

配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み（移転的基礎控除）を導入し、配偶者の働き方（収入）によらず夫婦2人で受けられる所得控除の合計額を一定とすることで、二重の控除を解消し、中立的な税制に近づける。



(論点)

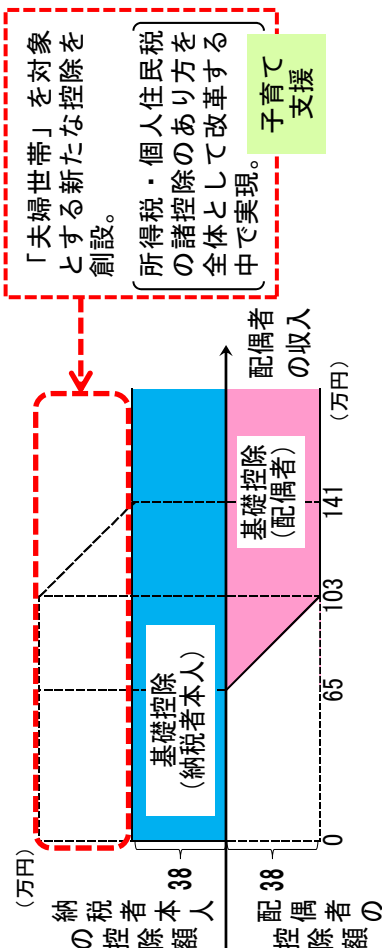
- ✓ 「パート世帯」 (特に「子どものいない低所得の世帯」) の負担増
- ✓ 配偶者の税率が納税者本人の税率より低いときの、配偶者の就労に対する抑制的な効果

選択肢B－2…移転的基礎控除の導入・税額控除化＋子育て支援の拡充

夫婦2人で受けられる税負担軽減額が一定となるよう、移転的基礎控除の導入とあわせて基礎控除を税額控除化

選択肢C…「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入＋子育て支援の拡充

所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で、配偶者控除に代えて、若い世代の結婚や子育てに配慮する観点から「夫婦世帯」に対し配偶者の収入にかかわらず適用される新たな控除を創設する。



(論点)

- ✓ 「夫婦世帯」においても働き方や所得水準などは様々であるため、税負担能力に応じた公平な負担を実現する観点から、所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で実現する必要（高所得の夫婦世帯にまで新たな控除を適用することの是非についても併せて検討する必要）
- ✓ 税制が結婚に対して中立的でなくなることの是非
- ✓ 「夫婦を形成せずに子育てを行っている世帯」に対する配慮

今回の見直しについては、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることから、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要。その際、改正全体としては税収中立あるいは財政中立を念頭に行っていく必要。